令和6年2月市議会 総務委員会資料 第23号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

【目次】

(福祉部)

1	長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等・・・・・・	P 2~ 3
	(建築部)	
2	長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等・・・・・・	P 4~ 5
	(中央総合事務所)	
3	長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等・・・・・・	P 6~ 8
	(消防局)	
4	長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等・・・・・・	P 9~10
	長崎市手数料条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・	P11~20

企画財政部 福祉部 建築部 中央総合事務所 消防局

令和6年2月

1 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

(1)改正理由

平成24年4月1日に施行された介護保険法の改正前に指定を受けていた介護療養型医療施設については、令和6年3月31日までの間、改正前の介護保険法の規定は、なおその効力を有するものとされていたが、経過措置期間が令和6年3月31日で終了することから、介護療養型医療施設の指定申請、指定更新申請及び指定変更申請の手数料の定めを削除するもの。

(2)介護療養型医療施設の概要

介護療養型医療施設とは、療養病床を有する病院又は診療所であって、長期に わたる療養を必要とする要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下に おける介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を提供する施設

(3)介護療養型医療施設に係る法改正の概要

- ・平成18年6月公布 介護保険法の一部改正 医療保険制度改革の中で、患者の状態に応じた療養病床の介護老人保健施設等 への転換を促進し、医療の必要性の高い者は医療療養病床で、介護の必要性の高 い者は介護老人保健施設等で対応することとされ、介護療養型医療施設は平成2 3年度末で廃止することとされた。
- ・平成23年6月公布 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正 介護老人保健施設等への転換が進んでいない状況を踏まえ、介護療養型医療施 設の廃止期限を平成29年度末まで延長することとされた。
- ・平成29年6月公布 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正 介護療養型医療施設の廃止期限を令和5年度末までさらに6年延長すること とされた。

(4) 改正内容

次の3項目の手数料の規定を削除する。【別表第1(250)・(253)・(254)関係】

手数料の種類	金額
指定介護療養型医療施設指定申請手数料	36,000円
指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料	17, 000円
指定介護療養型医療施設指定変更申請手数料	14, 000円

(5) 施行期日

令和6年4月1日

2 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

(1) 改正理由

- ア 建築基準法の一部が改正され、既存建築物の大規模修繕等における接道義務及び道 路内建築制限の適用除外に係る手続が創設されたことに伴い、当該手続に係る建築認 定申請の手数料の額を定めたいのと、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請及 び道路内における建築認定申請に係る手数料の額を改定したい。
- イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整 理をする必要がある。

(2) 改正内容

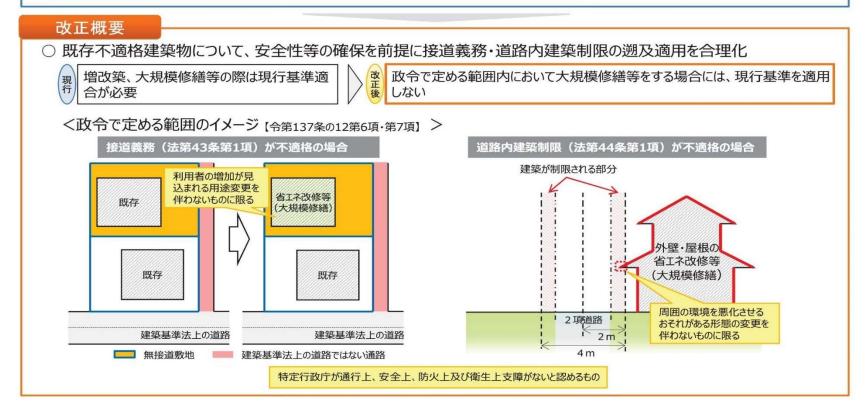
ア 既存不適格建築物の大規模修繕等における接道義務の適用除外に係る認定審査業務等 の手数料の額を定め、既存の審査業務のうち建築物の敷地と道路との関係の建築認定申 請手数料及び道路内における建築認定申請手数料の額を改定するもの。

【別表第1(157) · (160)関係】

手数料の種類	金額 (改正案)	金額 (現 行)	根拠となる法令等
(ア) 既存建築物の大規模修繕等に係 る敷地と道路との関係の建築認定 申請手数料	2万6,000円	[新設]	建築基準法施行令第137条の12第 6項
(イ) 既存建築物の大規模修繕等に係る道路内における建築認定申請手数料	2万6,000円	[新設]	建築基準法施行令第137条の12第 7項
(ウ) 建築物の敷地と道路との関係の 建築認定申請手数料	2万6,000円	2万7,000円	建築基準法第43条第2項第1号
(エ) 道路内における建築認定申請手 数料	2万6,000円	2万7,000円	建築基準法第44条第1項第3号

現状•改正主旨

○ 接道義務や道路内建築制限の既存不適格となっている建築物については、大規模修繕等となる省エネ改修等を行う場合には現行規定が適用されてしまうため、省エネ改修等自体を断念せざるを得ない。



イ 法律名の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料中の規定を整理する もの

【別表第1(216)関係】

改正案	改正前
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

(3)施行期日

令和6年4月1日

3 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

中央総合事務所

(1) 改正概要

ア背景

令和4年10月から導入している長崎市電子申請サービス(※1)に、新たにオンライン決済機能が追加されることに伴い、戸籍、住民票、印鑑登録証明書等のオンライン申請を開始し、市民サービスの向上を図る。

イ 改正理由

長崎市電子申請サービスを使用した印鑑登録証明書のオンライン申請を開始するにあたり、当該印鑑登録証明書の郵送による交付手数料を定めるもの。

※1 長崎市電子申請サービスとは、市役所の窓口に行くことなく、インターネットを利用してオンラインで長崎市への各種申請等を行える仕組み。

ウ 改正内容

長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例第3条第1項(※2)の規定により、長崎市電子申請サービスを使用して印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、当該印鑑登録証明書を本人あて郵送する必要があるため、現行の「窓口交付」「コンビニ交付」に加え、「郵送交付」による手数料を定める。【別表第1(12) 関係】

~印鑑登録証明書の交付申請方法等~

No.	1	2	3	4
申請方法	窓口	窓口	コンビニ (多機能端末機)	オンライン (パソコン、スマートフォン)
申請者	印鑑登録者本人 又は代理人	印鑑登録者本人	印鑑登録者本人	印鑑登録者本人
必要なもの	印鑑登録証	マイナンバーカード	マイナンバーカード	マイナンバーカード
交付方法	窓口	窓口	多機能端末機	郵送 (送料本人負担)
手数料	300円	300円	200円	300円

※2 長崎市情報通信技術を活用した行政手続の推進に関する条例

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が別に定めるところにより、市の機関等が別に定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。

(2) 施行期日

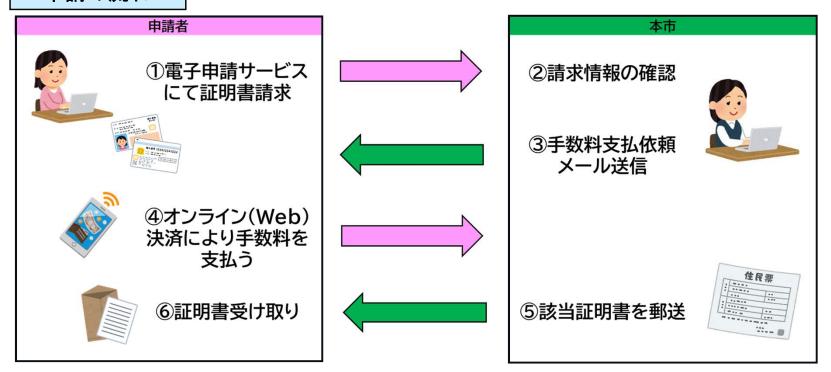
令和6年9月2日

(3) 【参考】オンライン申請の概要

対象証明書

戸籍、住民票、印鑑登録証明書、税証明書 など

申請の流れ



消防局

4 長崎市手数料条例の改正理由及び改正内容等

(1) 改正理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令(以下「政令」という。)の一部改正に伴い、 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の事務に係る手数料の額を政令と同様に 改定するもの。

(2) 改正概要

屋外貯蔵タンクにおける浮き屋根の安全対策強化に伴う審査項目の増加及び物価上昇の 影響により政令の一部が改正され、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋 外タンク貯蔵所の設置許可の事務に係る手数料の標準額が引き上げられることから、本市 における手数料についても同額とするもの。

(3) 用語の説明

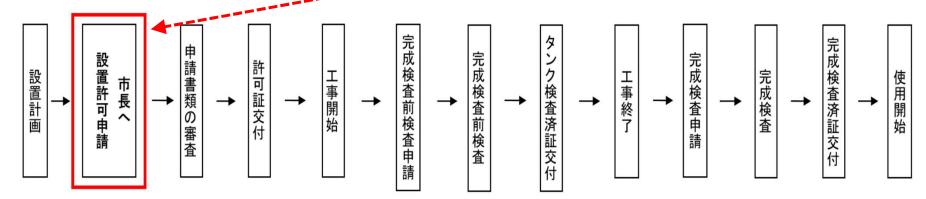
区分	外観	断 面 図	概 要	長崎市の 現 状
浮き 屋根式 特定屋外タン ク貯蔵所		浮き屋根	・比較的大型のタンクに多く見られる。 ・液面に鋼製の落とし蓋を浮かべた構造。 ・貯蔵物の増減に伴い浮き屋根が上下するため、屋根と貯蔵物の空間が少なく、 揮発性が高い危険物を貯蔵するのに用いられる。	該当タンク
浮き 蓋付 特定屋外タン ク貯蔵所		固定屋根では、一直に屋根支柱	・浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所に固定 屋根が取り付けられた構造。 ・貯蔵物の揮発を抑え、雨水が侵入しにく い特徴がある。	該国タフ ク なし

(4)改正内容

長崎市手数料条例別表第2中、(5)カにおける手数料の金額を次のとおり改正する。

手数料の種類	区 (危険物 <i>0</i>	分)貯蔵最大数量)	金 額 (改正後)	金 額 (改正前)	差 額 (改正後一改正前)
		1, 000 キロリットル以上 5, 000 キロリットル未満	145 万円	118 万円	27 万円増
		5,000 キロリットル以上 1 万キロリットル未満	172 万円	141 万円	31 万円増
	カー浮き屋根式特定	1 万キロリットル以上 5 万キロリットル未満	192 万円	159 万円	33 万円増
(5)製造所等設置許可	アンドで産板式付足 屋外タンク貯蔵所 及び	5 万キロリットル以上 10 万キロリットル未満	236 万円	195 万円	41 万円増
申請手数料	及5 浮き蓋付特定屋外 タンク貯蔵所	10 万キロリットル以上 20 万キロリットル未満	274 万円	227 万円	47 万円増
	メング 別成の	20 万キロリットル以上 30 万キロリットル未満	564 万円	455 万円	109 万円増
		30 万キロリットル以上 40 万キロリットル未満	724 万円	582 万円	142 万円増
		40 万キロリットル以上	879 万円	707 万円	172 万円増

(5) 設置許可申請に係る事務の流れ



(6) **施行期日** 令和6年4月1日

長崎市手数料条例(平成12年長崎市条例第6号)新旧対照表

改正後(R6. 4. 1)	改正前
○長崎市手数料条例	○長崎市手数料条例
(趣旨)	(趣旨)
第1条 略	第1条 略
(手数料の種類及び額)	(手数料の種類及び額)
第2条 手数料(次項に規定するものを除く。)は、別表第1のとおりとする。	第2条 手数料(次項に規定するものを除く。)は、別表第1のとおりとする。
2 略	2 略
第3条 略	第3条 略
(1)~(3) 略	(1)~(3) 略
2~3 略	2~3 略
4 別表第1 <u>第240号</u> の手数料の件数は、1所有者からのその所有する犬又はね	4 別表第1 <u>第238号</u> の手数料の件数は、1所有者からのその所有する犬又はねこ
この引取りについて、成犬又は成ねこ(生後91日以上の犬又はねこをいう。以	の引取りについて、成犬又は成ねこ(生後91日以上の犬又はねこをいう。以下同
下同じ。)にあつては1頭又は1匹ごとに、子犬又は子ねこ(生後90日以下の	じ。) にあつては1頭又は1匹ごとに、子犬又は子ねこ(生後90日以下の犬又は
犬又はねこをいう。以下同じ。) にあつては10頭又は10匹までごとに1件とす	ねこをいう。以下同じ。)にあつては10頭又は10匹までごとに1件とする。
る。	
第4条~第5条 略	第4条~第5条 略
第6条略	第6条略
2 前項の規定にかかわらず、別表第1 <u>第212号、第213号、第218号及び第219号</u>	2 前項の規定にかかわらず、別表第1 <u>第210号、第211号、第216号及び第217号</u> に
に掲げる手数料は、市長が別に定めるときに該当する場合は、市長が別に定め	掲げる手数料は、市長が別に定めるときに該当する場合は、市長が別に定める額
る額の手数料を返還する。	の手数料を返還する。

別表第一				別表第一				
手数料の種類	区分	単位 金	全額 手数料の対象 事務の根拠と	手数料の種類	区分	単位		手数料の対象 事務の根拠と
			なる法令等					なる法令等
$(1) \sim (156)$	(略)			$(1) \sim (156)$	(略)			
(157) 建築物の		1件	2万建築基準法	(157) 建築物の		1件	<u>2万</u>	建築基準法
敷地と道路との		<u>6,</u>	000 第43条第2項第	敷地と道路との			7,000	第43条第2項第
関係の建築認定			1号	関係の建築認定				1 号
申請手数料				申請手数料				
$(158) \sim (159)$	(略)			$(158) \sim (159)$	(略)			
(160) 道路内に		1件	2万建築基準法	(160) 道路内に		1件	<u>2万</u>	建築基準法
おける建築認定		<u>6,</u>	000 第44条第1項第	おける建築認定			7,000	第44条第1項第
申請手数料			3号	申請手数料				3号
$(161) \sim (206)$	(略)			$(161) \sim (206)$	(略)			
(207) 既存建築		<u>1件</u>	2万建築基準法施	(新規)				
物の大規模修繕		<u>6,</u>	000行令 (昭和2					
等に係る敷地と			5年政令第3					
道路との関係の			38号)第1					
建築認定申請手			37条の12					
<u>数料</u>			第6項					
(208) 既存建築		<u>1件</u>	2万建築基準法施	(新規)				
物の大規模修繕		<u>6,</u>	000行令第137					
等に係る道路内			条の12第7					

における3 定申請手							<u>項</u>									
$(209) \sim (217)$	<u>7)</u>		(略	5)				(2	<u>(07)</u> ~	(215)		(略	ξ)			
(218) 低点	炭素建	ア都	(ア) 一戸	a 建築物のエネル	1件	3万	低炭素化促進	(2	(16)	低炭素建	ア都	(ア) 一戸	a 建築物のエネル	1件	3万	低炭素化促進
築物新築	等計画	市の低	建て住宅	ギー消費性能の向		3, 500	法第53条第1項		築物業	所築等計画	市の低	建て住宅	ギー消費性能の向		3, 500	法第53条第1項
の認定申記	請手数	炭素化	(住宅以外	上等に関する法律					の認定	官申請手数	炭素化	(住宅以外	上に関する法律			
料料		の促進	の用途に	(平成27年法律第					料		の促進	の用途に	(平成27年法律第			
		に関す	供する部	53号。以下「建築							に関す	供する部	53号。以下「建築			
		る法律	分を有す	物省エネ法」とい							る法律	分を有す	物省エネ法」とい			
		(平成	るものを	う。)第15条第1項							(平成	るものを	う。)第15条第1項			
		24年法	含む。以	に規定する登録建							24年法	含む。以	に規定する登録建			
		律第84	下同じ。)	築物エネルギー消							律第84	下同じ。)	築物エネルギー消			
		号。以	の住宅の	費性能判定機関、							号。以	の住宅の	費性能判定機関、			
		下「低	みの場合	品確法第5条第1項							下「低	みの場合	品確法第5条第1項			
		炭素化	(ただし、	に規定する登録住							炭素化	(ただし、	に規定する登録住			
		促進	住宅以外	宅性能評価機関又							促進	住宅以外	宅性能評価機関又			
		法」と	の用途に	は建築基準法第77							法」と	の用途に	は建築基準法第77			
		V)	供する部	条の21第1項に規							V)	供する部	条の21第1項に規			
		う。)	分を有す	定する指定確認検							う。)	分を有す	定する指定確認検			
		第54条	る一戸建	査機関が当該計画							第54条	る一戸建	査機関が当該計画			
		第2項	て住宅の	が低炭素化促進法							第2項	て住宅の	が低炭素化促進法			
		に規定	建築物の	第54条第1項各号							に規定	建築物の	第54条第1項各号			
		する申	全体の申	に掲げる基準に適							する申	全体の申	に掲げる基準に適			
		出がな	請を併せ	合していることを							出がな	請を併せ	合していることを			
		い場合	て行う場	証する書類(以下							い場合	て行う場	証する書類(以下			

		合にあつ	この号及び次号に						合にあつ	この号及び次号に			
		ては、	おいて「適合証」						ては、	おいて「適合証」			
		(ウ)の規	という。)の提出						(ウ)の規	という。)の提出			
		定によ	がない場合であつ						定によ	がない場合であつ			
		る。)	て、評価手法が性						る。)	て、評価手法が性			
			能基準のとき							能基準のとき			
			b (略)	(略)	(略)					b (略)	(略)	(略)	
			c (略)	(略)	(略)					c (略)	(略)	(略)	
,	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(219) ~ (221)		(略	李)				$(217) \sim (219)$		(略	()			
(222)	ア建	(ア)	a 一戸建て住宅		円	建築物省エネ	(220)	ア建	(ア)	a 一戸建て住宅		円	建築物省エネ
	築物省	建築物省	で評価手法が性			法第34条第1項		築物省	建築物省	で評価手法が性			法第34条第1項
	エネ法	エネ法第	能基準の場合					エネ法	エネ法第	能基準の場合			
	第35条	15条第1項	は、当該一戸建					第35条	15条第1項	は、当該一戸建			
	第2項	に規定す	て住宅の床面積					第2項	に規定す	て住宅の床面積			
	に規定	る登録建	の合計に応じ、					に規定	る登録建	の合計に応じ、			
	する申	築物エネ	次に掲げる区分					する申	築物エネ	次に掲げる区分			
	出がな	ルギー消	(a) 200平方メ	1件	4, 600			出がな	ルギー消	(a) 200平方メ	1件	4, 600	
	い場合	費性能判	ートル未満のも					い場合	費性能判	ートル未満のも			
		定機関又	0						定機関又	0			
		は品確法	(b) 200平方メ	1件	4,600				は品確法	(b) 200平方メ	1件	4, 600	
		第5条第1	ートル以上のも						第5条第1	ートル以上のも			
		項に規定	の						項に規定	0)			

する登録	b 共同住宅等で		
住宅性能	評価手法が性能		
評価機関	基準の場合は、当		
が当該計	該共同住宅等の		
画が建築	床面積の合計に		
物省エネ	応じ、次に掲げる		
法第35条	区分		
第1項各号	(a) 300平方メ	1件	9, 200
に掲げる	ートル未満のも		
基準に適	0		
合してい	(b) 300平方メ	1件	1万
ることを	ートル以上2,000		9, 700
証する書	平方メートル未		
類(以下	満のもの		
この号か	(c) 2,000平方	1件	4万
ら <u>第225号</u>	メートル以上		3, 900
までにお	5,000平方メート		
いて「適	ル未満のもの		
合証」と	(d) 5,000平方	1件	7万
いう。)	メートル以上の		8, 700
又は性能	もの		
評価書の			
添付があ			
るもの			
((ウ)			

する登録	b 共同住宅等で		
	 評価手法が性能		
	基準の場合は、		
が当該計	当該共同住宅等		
画が建築	の床面積の合計		
物省エネ	に応じ、次に掲		
法第35条	げる区分		
第1項各号	(a) 300平方メ	1件	9, 200
に掲げる	ートル未満のも		
基準に適	0)		
合してい	(b) 300平方メ	1件	1万
ることを	ートル以上2,000		9, 700
証する書	平方メートル未		
類(以下	満のもの		
この号か	(c) 2,000平方	1件	 4万
ら <u>第223号</u>	メートル以上	- ' '	3, 900
までにお	5,000平方メート		,
いて「適	ル未満のもの		
合証」と	(d) 5,000平方	1件	7万
いう。)	メートル以上の		8, 700
又は性能	もの		
評価書の			
添付があ			
るもの			
((ウ)			

		、(オ) 又は (キ)に 掲げる場 合を除 く。) (イ)~ (ケ)	(略)	(略)	(略)				、(オ) 又は (キ)に 掲げる場 合を除 く。) (イ)~ (ケ)	(略)	(略)	(略)	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
$(223) \sim (251)$						(221)~	(249)		L (略	; (i)			
(削除)							指定介護療 療施設指定 数料		(略	f)	<u>1件</u>	6,000	健康保険法等 の一なは が が は 18年 は 18年 は 130条 の 28年 は り の 28年 は り の 28年 は り の 28年 は り の 28年 は り の 28年 は り る た る も る も る も る も る も る も ら る ら る ら ら ら ら
$(252) \sim (253)$		(略	<u>{</u> })			(251)~	(252)		(略	()			

(削除)			
(削除)_			
$(254) \sim (264)$			7

(253) 指定介護療	(略)	1件		旧介護保険法 第107条の2第1
養型医療施設指定			1,000	<u>第107条の2第1</u> 項
更新申請手数料				
(254) 指定介護療		1件		旧介護保険法 第108条第1項
養型医療施設指定			4,000	<u> </u>
変更申請手数料				
$(255) \sim (265)$	(略)			

別表第2(第2条関係)

手数料の種類	区	分	単位	金額	手数料の対象
					事務の根拠と
					なる法令等
$(1) \sim (4)$	(略)				
(5) 製造所等設	ア〜オ (略)				消防法第11条
	定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵	リットル以上	1 件	<u>145万</u>	第1項前段

別表第2 (第2条関係)

手数料の種類	区	分	単位	金額	手数料の対象
					事務の根拠と
					なる法令等
$(1) \sim (4)$	(略)				
(5) 製造所等設	ア~オ (略)				消防法第11条
置許可申請手数料	カ 浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵	危険物の貯蔵最大 数量が1,000キロ	1件	118万	第1項前段
	所及び浮き蓋付特				
	定屋外タンク貯蔵	5,000キロリット			
	所	ル未満のもの			

危険物の貯蔵最大	1	件	172万
数量が5,000キロ			
リットル以上1万			
キロリットル未満			
のもの			
危険物の貯蔵最大	1	件	192万
数量が1万キロリ			
ットル以上5万キ			
ロリットル未満の			
もの			
危険物の貯蔵最大	1	件	236万
数量が5万キロリ			
ットル以上10万キ			
ロリットル未満の			
もの			
危険物の貯蔵最大	1	件	274万
数量が10万キロリ			
ットル以上20万キ			
ロリットル未満の			
もの			
危険物の貯蔵最大	1	件	564万
数量が20万キロリ			
ットル以上30万キ			
ロリットル未満の			
もの			

危険物の貯蔵最大	1 件	141万
数量が5,000キロ		
リットル以上1万		
キロリットル未満		
のもの		
危険物の貯蔵最大	1 件	159万
数量が1万キロリ		
ットル以上5万キ		
ロリットル未満の		
もの		
危険物の貯蔵最大	1 件	195万
数量が5万キロリ		
ットル以上10万キ		
ロリットル未満の		
もの		
危険物の貯蔵最大	1 件	227万
数量が10万キロリ		
ットル以上20万キ		
ロリットル未満の		
もの		
危険物の貯蔵最大	1 件	<u>455万</u>
数量が20万キロリ		
ットル以上30万キ		
ロリットル未満の		
もの		

$(6) \sim (45)$	(略)				$(6) \sim (45)$	(略)			
	キ~テ (略)					キ~テ (略)			
		ットル以上					ットル以上		
		数量が40万キロリ					 数量が40万キロリ		
		危険物の貯蔵最大	1件879万				危険物の貯蔵最大	1件	<u>707万</u>
		もの					もの		
		ロリットル未満の					ロリットル未満の		
		ットル以上40万キ					ットル以上40万キ		
		数量が30万キロリ					数量が30万キロリ		
		危険物の貯蔵最大	1件 724万	-			危険物の貯蔵最大	1件	582万

長崎市手数料条例(平成12年長崎市条例第6号)新旧対照表

	改正後(R6.9.2)		改正前						
○長崎市手	数料条例				○長崎市手数料条例				
別表第1(第2条関	係)				別表第1(第2条関係	 条)			
手数料の種類	区分	単位		手数料の対象 事務の根拠と	手数料の種類	区分	単位		手数料の対象 事務の根拠と
				なる法令等					なる法令等
(12) 印鑑に関する	窓口 <u>又は郵送</u> で交付するもの	1件	300	長崎市印鑑条	(12) 印鑑に関する	窓口で交付するもの	1件	300	長崎市印鑑条
証明手数料				<u>例第13条第1項</u>	証明手数料				例第13条第1項
									又は長崎市認
									可地縁団体印
									鑑条例(平成
									11年長崎市条
									<u>例第33号)第</u>
									10条第1項
	多機能端末機で交付するもの	1件	200			多機能端末機で交付するもの	1件		長崎市印鑑条
					4) 41-4				例第13条第1項
13) 認可地緣団体		<u>1件</u>		長崎市認可地	13) 削除				
の印鑑に関する記	<u>E</u>			縁団体印鑑条					
明手数料				例(平成11年					
				長崎市条例第					
				33号)第10条					
				<u>第1項</u>					